



2007年3月5日発行 (季刊)

特定非営利活動法人 市民シンクタンクひと・まち社  
〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル6階  
TEL&FAX 03-3204-4342 E-mail : npo@hitomachi.org  
URL : http://www.hitomachi.org

## 多重債務問題解決へ新たな一歩

木下美幸 (ひと・まち社理事、サポート生協・東京理事)

昨年の12月の臨時国会において「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が可決し、利息制限法・貸金業規制法・出資法の三法を改正する法律が制定された。200万人を超える多重債務の原因のひとつと言われるグレーゾーンの廃止、金利規制、年収の三分の一を超える融資は原則禁止の規定も盛り込まれている。付帯決議には「各地方自治体に対し、多重債務者に対する相談窓口を設置して適切な助言を行い、カウンセリング機関とのネットワークを構築して必要な紹介を行うなど、多重債務を抱える住民に対する支援体制を整備するよう要請を行うこと」、「市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、見直しの際には法律本則に明記すること」という文言もある。

貸金業規制の改正法が成立したのを契機に、国や自治体では多重債務者救済の機運が高まりつつある。昨年末には、金融庁に多重債務者対策本部が設置され相談体制、セーフティネットの充実、低利の公的融資制度の創設、金銭経済教育の強化などについて、今春をめどに検討されている。実効性のある対策につながることを期待したい。

東京都は、07年度多重債務者対策として低利融資制度を導入する。厚生労働省は、07年度から10都道府県でモデル事業として、弁護士会と連携して貸金業者からの利息の「過払い金」を取り戻し、国民健康保険料の滞納分の支払いに充てる取組みを始める。多重債務者は、国民健康保険の保険料や水道などの公共料金を滞納することも多く、督促担当、消費相談窓口な

ど各部署の連携で多重債務者の救済に取り組む自治体もでてきた。

法改正は構造上の問題を解決する上では大きな前進であり、自治体の税金滞納者の掘り起こしや啓発活動も急務である。しかしながら債務を返済しただけでは一度崩壊した生活を立て直すことは難しい。多重債務に陥る背景には、収入減による生活苦、ドメスティックバイオレンス、虐待、依存症など多岐に渡るため家族も安心して暮らしていくためには、きめ細やかな支援体制が求められている。

この度、2年余の創立準備を経て「生活サポート生活協同組合・東京」が、ようやく12月に東京都の認可取得、07年1月30日に登記完了した。自立支援を基本に生活再生のための相談事業を柱とする生協だ。相談者の話をじっくり聞き解決方法を共に考え提示する。必要に応じて司法書士など専門家を紹介し同行相談も行う。東京都は、生協法10条に挙げられていない(融資)事業は、生協ではできないということで「有限責任中間法人生活サポート基金」を別に設立し市民や団体から「個人再生ファンド」を集め生活再生資金の融資を行っている。

借金苦で命を絶つニュースや駅で夜を明かすホームレスの人々を目にするたびに暗い気持ちになった人は多いはずだ。生協はいつの時代も食、環境、福祉など暮らしの課題解決に取り組んできたが、今また各方面の協力と連携のもとに、新たな生協が誕生し、一歩を踏み出した。

.....  
★生活サポート生協・東京 (3/5 東銀座へ事務所移転)  
相談受付 Tel (3/5より) 03-5565-0540